

福岡県告示第 86 号

地域の気候及び風土に応じた住宅であることにより建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第二号イに適合させることが困難であるものとして国土交通大臣が定める基準（令和元年国土交通省告示第 786 号。以下「基準告示」という。）第 2 項の規定により、基準告示第 1 項各号に掲げる要件と同等であると認められるものとして、福岡県において別に定める基準を次のように定め、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和 8 年 2 月 27 日

福岡県知事 服部 誠太郎

基準告示第 1 項各号に掲げる要件と同等であると認められるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 基準告示第 1 項第一号に掲げる要件に該当すること
- 二 次のイからハまでの全てに該当すること
 - イ 次の(1)から(3)までの全てに該当すること
 - (1) 建築士の設計に係るものであること
 - (2) 木造の一戸建ての住宅であること
 - (3) 次の(i)、(ii)のいずれかに該当すること
 - (i) ロ(1)から(3)までのいずれかに該当する場合にあっては、延べ面積が 300 m²以下であること
 - (ii) ロ(4)に該当する場合にあっては、延べ面積が 200 m²以下であること
 - ロ 次の(1)から(4)までのいずれかに該当すること
 - (1) 外壁の過半が貫工法等を用いたものであること
 - (2) 石場建て、足固め等を用いたもので、床下が開放的であること
 - (3) 墨付け及び手刻みによる伝統的な継手仕口を用いたもので、構造材が現しであること
 - (4) 外壁の 3 分の 1 以上に掃き出し窓等の木製建具が設けられていること
 - ハ 次の(1)から(6)までのいずれか 3 つ以上に該当すること
 - (1) 屋根の過半が瓦で葺かれていること
 - (2) 外壁の過半に深い軒等（0.9m 以上）が設けられていること
 - (3) 居室と外部の間に縁側が設けられていること
 - (4) 内壁の過半が漆喰等の塗壁であること
 - (5) 畳の間（8 畳以上）又は土間（5 m²以上）が設けられていること
 - (6) 構造材、造作材に福岡県内加工材の無垢材が 10 m³以上使用されていること